

平成24年度第2回

新宿区みどりの推進審議会議事録

平成24年12月21日（金）

新宿区みどり土木部みどり公園課

平成24年度第2回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成24年12月21日（金）

午前10時00分～午後12時04分

区役所本庁舎6階第二委員会室

1 開 会

2 審 議

(1) 保護樹木等の指定及び解除について

(2) 公共用地の保護樹木等の指定について

3 報告事項

地域主権改革一括法（第二次）に伴う新宿区立公園条例及び新宿区立公園条例施行規則の改正について

4 その他

連絡事項など

5 閉 会

●配付資料一覧

議事次第

資料1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第11期）

資料2 保護樹木等の指定及び解除について

資料3 公共用地の保護樹木等の指定について

資料4 地域主権改革一括法（第二次）に伴う新宿区立公園条例及び新宿区立公園条例施行規則の改正について

参 考 新宿区みどりの条例・同施行規則（審議会抜粋）

参 資 新宿区みどりの条例・同施行規則（保護樹木抜粋）

参 考 新宿区みどりの文化財（保護樹木等）維持管理支援要綱

参 考 新宿区みどりの基本計画（回収資料）

参 考 新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）（回収資料）

審議会委員 12名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	興 水 肇
委 員	池 邊 このみ	委 員	斎 藤 馨
委 員	金 田 宣 紀	委 員	武 山 昭 英
委 員	渡 辺 芳 子	委 員	小 池 玲 子
委 員	福 田 雅 人	委 員	越 野 明 子
委 員	椎 名 豊 勝	委 員	藤 田 茂

◎はじめに

みどり公園課長 定刻となりましたので、ただいまから平成24年度第2回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

私は、本日事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の吉川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、現時点で傍聴を希望される方はお見えになってございませんけれども、本日の審議内容から公開しても支障はないと思われるため、公開とさせていただきたく、委員の皆様のお了承をお願いいたします。

それでは、改めまして平成24年度第2回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の会議ですが、12時を目途に終了したいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

本日、ちょっとマイクの調子がよくないようなんですけれども、マイクを使用される場合は4番のボタンを押していただいて発言をお願いします。終わりましたら5番のほうを押していただければ終わるようになってございます。

では、これより議事進行を会長のほうにお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

◎開会

熊谷会長 かしこまりました。

それでは、平成24年度第2回の新宿区みどりの推進審議会を開会をいたします。

最初に、事務局より本日の出席状況について、お願いいたします。

みどり公園課長 それでは、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、渋谷委員、黒森委員、高橋委員からの欠席の届けをいただいております。このため、本日は15名中12名の出席となっております。したがって、この審議会は成立しておることを御報告いたします。

熊谷会長 ありがとうございました。

次に、本日の資料について事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 皆様のお手元にごございます資料について、御確認をさせていただきます。

まず、議事次第、A 4、1枚のものがございます。続きまして、新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第11期）ということで、これもA 4、1枚のものがございます。それと資料2、保護樹木等の指定及び解除について、これもA 4、1枚でございます。続きまして、資料3、公共用地の保護樹木等の指定について、これもA 4、1枚でございます。資料4、地域主権改革一括法（第二次）に伴う新宿区立公園条例及び新宿区立公園条例施行規則の改正について、これがA 4、1枚と、その次に資料といたしましてA 3縦のものが1枚ついてございます。

それから、参考といたしまして、新宿区みどりの条例、審議会を抜粋したもの、それから、同じくみどりの条例の保護樹木のことを抜粋したものがついてございます。これはA 4、2枚、ホチキスどめになってございます。それから、これも参考で、新宿区みどりの文化財（保護樹木等）維持管理支援要綱というのがございます。それから、それ以降は回収の資料なんですけれども、新宿区みどりの基本計画の冊子、それから新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）の冊子、こちら2つにつきましては、終了後回収させていただきます。それからもう1つ、小さいみどりの文化財（保護樹木等）ガイドブックというのをお手元に配付しておりますので、これはお持ち帰りいただいて結構でございます。

以上でございます。資料の不足等ございましたら事務局までお知らせいただければと思います。

以上です。

熊谷会長 それではよろしいでしょうか。審議事項に入らせていただきたいと思います。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷会長 まず、審議事項の1番目、保護樹木等の指定及び解除について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 事務局です。

それでは、保護樹木の指定及び解除について御説明させていただきます。資料2に基づきまして御説明いたしますのでごらんください。担当職員より御説明いたします。申しわけありませんが、室内の照明を暗くさせていただきます。前面の画面をごらんください。

事務局 事務局の三橋といたします。

それでは、保護樹木等の指定及び解除について御説明させていただきます。前回の審議会、9月4日から本日までの間に届出があったものでございます。

まず、保護樹木の指定につきまして2件7本でございます。また解除につきましては、8件9本であります。保護樹林につきましては指定、解除ともにございませぬ。保護生垣につきまして、指定が1件、指定延長117m、解除件数1件、解除延長22mでございます。

まず、保護樹木の指定2件7本でございます。1件目が大久保三丁目にあります保善高校にあるケヤキが6本でございます。2件目が、弘方町のモミジでございます。まずこちらの保護樹木の指定案件について御説明いたします。

まず、大久保三丁目（保善高校）なんですけれども、位置といたしましてはJRの高田馬場駅と新大久保駅の間あたりにございます。隣が都立戸山公園とJRの線路の間になります。敷地内の外周にケヤキが6本植わる形であります。

続きまして、個別に申します。まず1本目、正門わきのケヤキであります。高さは10mほど、幹回りは1.47mございました。枝張りとしては6mほどでございます。右側が道路なんですけれども、少し階段がありますが、高い位置、道路から1.5mぐらい高い擁壁上でございます。植え込み地の中にあります。やや道路側が剪定をされておまして、植え込み地にありまして、全体見たところ、特段の病虫害もなく生育良好な状態であると思われます。

次、2本目でございます。これは敷地の角にございまして、比較的広い植え込みの中にあるケヤキでございます。幹回りとしては1.57m、枝張りとしては9mほどでございます。こちらは道路とほぼ同じレベルでございます。根元近辺等につきましても特に病虫害等は見られませぬ。ただ樹幹のほうに、剪定跡等に胴ぶき等が見られる状況ではございます。

3本目になります。こちらは列植をされている形で植わっております。保善高校のほうは道路に枝が出ることをかなり気にしておまして、こちらは幹回りとしては1.68mあるのですけれども、枝張りのほうが、奥行きの方は3m程度なんですけれども、道路に沿っては5～6mあるという形になっております。グランド側、道路側ともかなり強剪定をされておまして、この方向から見るとやや細く見えるのですけれども、正面から見るとそれなりの形はあるということになっております。こちら根元状況及び幹全体、病虫害等は特に見られませぬ。

4本目になります。こちらは幹回りが1.88m、こちら奥行きとしては枝張りが4mほどなんですけれども、道路に沿っては7mほどの枝張りを持っております。根元状況も特段支障もございませぬでした。病虫害等もございませぬ。

5本目になります。こちらにも列植の1本でございます。幹回りが1.93mと、ここでは一番大きなケヤキになります。枝張りのほうも、道路に沿って9mほどでございます。道路側等、かなり強剪定されておりますので、一部剪定跡からの胴ぶきあるいは枝枯れが一部見られる状況でございます。全体として、もう落葉期に入っておりますので、葉っぱが半分ぐらい落ちてしまっているのですけれども、そのほか特段の支障は認められませんでした。

6本目になります。こちらは、道路と建物に迫っております、立地としてはやや厳しい条件にありますので、かなり強めに剪定されております。幹回りとしては1.77m、これも道路に沿っては枝張りが6mほどはございます。こちらにも根元状況、幹全体ともに病虫害等はありませんので、生育としては良好ではあるというふうに判断をしております。

保善高校のケヤキについては以上の6本ということになります。また、保善高校のほうに1本、列植のところに、こちらのケヤキになるのですけれども、一応並びで申請のほうはあったのですけれども、現時点で落葉、葉っぱがほかよりもひどく落ちておりまして、根元から幹全体にかけてイボ状の斑点が見られる。こちらではちょっと特定ができなかったのですけれども、幹全体が何らかの病害にかかっていると見られて、落葉の状況からも、生育のほうはちょっと不安であるということで、今回指定からは外す、申し出はありましたけれども、こちらの判断で指定からはこれは外させていただこうと考えております。参考までにちょっとお見せいたしました。

続きまして、弘方町のモミジになります。立地は隣地際にあるのですけれども、たまたまといいますか、隣地が今建物がございませぬので、空間としては現在広い空間の中にありますので、生育としては非常に良好な状況でございます。根元状況につきましても、また幹の傾き、病虫害等もございませぬでした。隣地からの距離が芯で約70cmほどと短いのですけれども、現段階では特段舗装されているわけでもなくて、樹冠の生育空間もあるということで、非常に健全な状態で存在をしております。弘方町のモミジにつきましては以上になります。

続きまして、保護生垣の指定でございます。1件117mでございます。こちらにも先ほどの保善高校になります。樹種としましてはヒノキでございます。私道なんですけれども、道路に沿いまして、先ほどのケヤキの列植のところから117mとかなり長い。高さも、ちょっと人がいないのでわかりづらいのですけれども、高さ3mほどでございます。立派な生垣でございます。端からの状況でございますが、途中に一部数本の枯れが認められる部分があるので、すけれども、全体としては非常に立派で良好な状況の生垣になっております。

また、これは樹種としましてはヒノキという御申請だったのですけれども、ヒノキの品種

がたくさございまして、ヒノキではちょっとないので、これから品種名につきましてはまた詳細に調べさせていただきたいと思います。大変申しわけございません。

指定につきましては以上になります。

続きまして、解除の御説明をさせていただきます。解除につきましては8件9本の解除申請が出ております。土地の売却に伴うものが2件、建築計画に伴い移植もできないという案件が2件、既に枯死をしてしまったというものが4件5本になります。それでは、順に御説明させていただきます。

まず1件目、下落合四丁目のサクラ、ソメイヨシノでございます。敷地の中ほどにあるサクラで、かなり立派なもので、戦前からあったということで、戦災時に一度焼けたのですが、その後芽を吹き返してここまで大きくなったということでございます。かなり古いので、胴ぶきとか枯れも一部見られるのですが、特段目立った病虫害等はありませんでした。外から見ても大分樹冠がよく見えて、立派なものなんですけれども、土地の売却予定ということで、その売却条件がやはり指定樹木の解除ということでございます。

続きまして、新宿七丁目のケヤキでございます。高さ10m、幹回りが2m15cmほどございます。平成7年に指定しておりますけれども、指定時の幹回りは1.9mほどでした。こちら敷地の中の芝地にありますので、立地としては非常に良好でございます。ただ、剪定の仕方というか、剪定後の措置が悪くて枯れあるいは空洞等一部見られますけれども、特に病虫害はございません。ただこちらの方も、土地の売却ということでございまして、売却条件が指定樹木の解除というお話でした。

次に移ります。袋町のスタジイでございます。立地としましては、路地状になっているところの途中に位置してございます。幹回りとしては1.5m、指定時は1.3mでございました。樹冠といたしましては、狭いので、剪定により多少小ぶりにはなっておりますけれども、この角度から見ると比較的良いとは見えます。ただ実際には、この路地が幅が3mほどの路地でございます。植え込みの幅が1mのところへ生えておりますので、舗装のほうもモルタル固定の煉瓦ですので、透水性がございません。またこれは道路から1mほど上がっておりまして、隣の敷地が道路と同じ高さですので、こちら側が1mほどの擁壁となっております。また、やはり強剪定をしておりますので、こちらの方ですね、剪定後に、これはキノコ、多分シイサルノコシカケと思われるキノコが生えております。また、こちらのほうの剪定痕も枝が残って、こちら腐朽をしております。また根元のほうも、土どめの石に幹が食い込んでいっているという形でございます。詳細に見るとやはり生育条件としてはよくないのかなとい

うこととございます。こちらにつきましては建築計画のためということで、建築計画の内容はまだ未定ということなんですけれども、このところにはどちらにしる資材の搬入とか車両の出入りをしなければいけないということで、その有効幅員がもう2mもない状況ですので、木があつては工事自体ができないということで指定の解除の申し出になります。

続きまして、南元町のスタジイでございます。こちらは幹回りが1.3m、指定時が1.2mでございました。もともとこのくらいの敷地の所有者の方で、その敷地の際に生えているスタジイでございます。その後、開発業者が周囲を購入して、広い敷地での建築計画ということとございます。広いのですけれども、やや敷地の形が四角でないということと、あと道路側から南側に向かいまして高低差が7mほどございますので、敷地の切り盛りとか避難通路等を考えると、なかなか残すのは難しい。移植してもちょっと支障になるというお話でございました。

指定したのが昭和53年の指定でございまして、指定時の幹回りが1.2m、現況が1.3mで、年月がたっている割には大きくなっていないような状況でございます。隣地のブロック塀の際でございまして、今のこのブロック塀自体は新しいので、後から建てたようなのですけれども、確かに余り幹としては太くない状況でございます。また、何箇所か幹の途中に、こちらでも多分シイサルノコシカケだと思っておりますけれども、5~6カ所見られました。多分こういった理由もあって、年月の割に、本当ならもっと大きくなってよさそうなんですけれども、余り幹の生育状況はよくないというものでございます。

続きまして、下落合三丁目のムクノキとコナラでございます。こちらは既にもう伐採済みでございます。枯死をしてしまったために伐採をしましたということで、上のムクノキのほうも、道路から敷地が2mほど下がっているのですけれども、その途中の擁壁状の植え込みにあるのですけれども、わざわざ土どめの間を切ってかつては生えていたというものなんですけれども、枯死をしてしまったために両方とも既に伐採をしてしまいましたということです。

続きまして、新宿三丁目のツバキでございます。こちらでも、大きなツバキがあつたのですけれども、ことしの5月に強風により倒れてしまったということで、まだ折れた後が少し残っておりますけれども、こちらでも既に倒れて伐採済みということでございます。

続きまして、市谷甲良町のクリでございます。こちらでも枯死をしてしまったためにもう既に伐採済みでございます。このあたりにあつたということで、下が指定時の様子でございます。指定が平成5年のころで、幹回り1.3mほどあつたのですけれども、枯死をして切って

しまいましたというお話です。

続きまして、弘方町のヤマザクラです。こちらも枯死をしたので切ってしまいましたという事でございます。現地確認をしたところ、約40cmほどの切り株がございました。見てみますと、芯のところもうほとんど腐っておりますので、全体が腐朽してしまったことによる枯死だと思われます。ちょっと冬枯れで様子がわからないのですけれども、この幹巻きをしてあるこちらが指定時のヤマザクラでございます。

保護樹木の解除につきましては以上でございます。

続きまして、保護生垣の解除でございます。1件22mとなります。樹種としましてはヒイラギモクセイでございます。

こちらは、下が指定時の状況で、生垣としては門を挟んで直線と、あとL型の2カ所に分かれていますのですけれども、こちらの直線部分のほう、指定時のこのあたりになりますけれども、大谷石の石積みの上にありました。大谷石が古くなって危なくなってしまったということで、コンクリートの擁壁にかえて、そのときに取りましたということでございます。これによりまして9.2mほどこちらがなくなってしまったものですから、残りが12.8m、こちらのL型のほうが残っております。

保護生垣の指定要件が15m以上となっておりますので、こちらの一部伐採により指定基準を満たさなくなってしまったというものでございます。こちらが残っている生垣のほうでございます。きちんと手入れもされておまして、生育も良好でございます。また、こちらにサクラが保護樹木で1件指定されております。状況から見ると、残った部分につきましては、今後とも良好に維持管理はさせていただけるものと思っております。

保護生垣の解除の説明につきましては以上でございます。

これによりまして、今回御承認いただければ、保護樹木につきましては、件数としては6件の減で、271件になります。本数といたしましては、2本減の1,064本となります。

保護樹林につきましては増減がございません。

保護生垣につきましては、件数の増減はプラス・マイナスございません。延長の増減につきましては95mの増となりまして、1,262mとなります。

以上、保護樹木等の指定・解除の御説明をさせていただきました。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして何か御質問なり御意見がありましたらお伺いしたいと思っております。いかがでしょうか。金田委員お願いいたします。

金田委員 今のお話で、何件か枯死をしたので切ってしまいましたというお話がありました。

保護樹林に指定されながら、枯れてしまったので切ってしまいましたというのは何かすごく無責任な気がするのですけれども、皆さんはどういうふうにお感じでしょうか。

熊谷会長 今の件について事務局から何か補足説明ございますか。

事務局 毎年10月に保護樹木の助成金の支払い事務の手続きがございます。このときに、手続きをお願いしますという御案内を出して、返ってきたときに、実はもう切ってしまいましたというお話がたくさんございました。本来であれば、もちろん枯死しないような維持管理をする、あるいはたとえ枯死したとしても、切る前にお話をいただいてから、もう枯死したので、これは管理はないのですけれども、もう切ってしまいましたというのはこちらとしても、だめとは言えないのですけれども、ちょっと手続き的にはもう少しきちんとしていただきたいなという思いは非常に強く持っております。

事務局 事務局の小菅です。よろしくお願ひいたします。少し補足させていただきます。

平成5年から平成24年までの保護樹木の解除につきましてデータがございます。全体で490本ほど解除の件数がございます。その中で、枯死、つまり枯れたというのは131本ございまして、全体の26%を占めております。これは開発あるいは建て替え等によって失われる樹木が28%ですので、2番目に多い理由になっております。

なぜ枯れてしまうのかということにつきまして私どものほうで推察しましたところ、これは1つは強剪定によるものであると考えております。近隣の方々への御配慮等で、どうしても枝を十分に伸ばせられない、落ち葉ですとか日照とかで御迷惑をおかけする場合がございます。そうした中で強い剪定をせざるを得ない。そうしますと、樹種によっては弱ってしまう場合があるというふうに考えております。また、商業地域等にある樹木ですと、近隣に大きな建物が建ったりすることがございます。そうしますと根を十分に伸ばすことができない。あるいは日照がよくない、そうしたことで弱るのじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

今の事務局からの補足説明を踏まえて、何か委員の方々から御意見ございますでしょうか。椎名委員お願ひいたします。

椎名委員 私も幾つか診断したり何かしているので、お客様というか、持ち主の方の気持ちというか、そういうのはある程度把握をしているのですけれども、恐らく持ち主の方は、枯れるとすぐ倒れるのではないかと、倒れたときに近隣の方に御迷惑を及ぼしたり、通行人に御迷

惑をかけたりすることが非常に心配だと思いますね。恐らくそういう点で、初めてのことと
いいですか、いつも倒れるわけじゃないので、初めてのことですし、本当なら切りますとい
うことですぐ区役所に連絡すべきですけれども、ただなかなかそこまで至らない。要する
に一生懸命周りに迷惑がかからないようにという気持ちでなされていると思います。

熊谷会長 いかがでしょうか。金田委員よろしいでしょうか。

金田委員 はい。

熊谷会長 私からの補足の質問なんですけれども、枯死した場合に、伐採する前にきちっと届
けられる例というのはないのでしょうか、今まで。すべて枯死すると届けずに御自身で切ら
れているのか、中には一応保護樹木なので、切りますけれども、その前に枯死したことを御
連絡しますとか、何かそんな方がかなりいらっしゃるような気もしないでもないのですけれ
ども。

事務局 事務局です。

今会長がおっしゃったように、切るので、事前に解除の届出を出すというのはございます。
特にシイノキなんかは、弱りますと、葉が落ちないものですから、落葉樹ですとどんどん葉
が落ちてよくわかりますが、常緑樹の場合ですと虚ができます。大きな虚ができて、これは
危ない、枯れそうだとということで解除した記憶がございます。

熊谷会長 私の質問の意図は、できればきちっと届出をしていただいて、枯死を確認してから
切っていただくために、枯死した場合には、伐採の費用の全額とは言わなくても何割か区
が負担するとか、何かそういうような温かい手当てをすることによって保護樹木が逆に区民
に理解されてふえていくような気が致します。届けないのをけしからぬというだけじゃなく
て、届けていただいたことによって、それに対してそれなりの対応も考えているというよう
には考えられないのですか。

椎名委員 ちょっと関連して。

今の委員長のは大賛成なんですよ。というのはなぜかというと、枯死した状態を区の職員
が見て、それを先ほどの原因まで行っている場合もあるのです、枯死した状態を見ると。そ
れをやはり持ち主の方に言って、10月に調査したときに、行かれてそういうお話をして、も
し枯死した場合にはその状況を見たいと。それで委員長がおっしゃるように伐採の費用も出
るかもしれませんし、これはまだ制度ができてないのでわからないですけれども、そのよう
なお話をして、その届出を促進するような策、それを講じるのが一番ですね。

熊谷会長 今即答していただくつもりはないのですけれども、何かそういうようなことも今後

検討して、きょういろいろ新しい条例についてのこれからの御意見を伺おうと思いますけれども、やはり新宿区の場合はみどりの価値が相対的に他の区よりも高いので、区民の人たちも、指定もするし、それから一生懸命管理していただいてもだめなのがあった場合もそれなりに区である程度手当てをする、何かそういうトータルなみどりの保護の計画、考え方、何かそんなことを今後考えていくのも我々の役割かなというような気がしますので。

ちなみに、この伐採の費用というのはどのくらいかかるのですか。つまり伐採して、場所によっては重機を入れる必要もあるかもしれないけれども、一応それを幾つかに切って、それで搬出して処分するという、何かそういうことなので、個人の方でもそれなりの費用はかかっているのじゃないかと思うのです。道路際ですっと切れるようなものならいいのですが、さっき言ったようにかなり奥のほうの大きい木だとかなりの費用がかかるので、私は、全額とまではいなくても何割かそういうことに対して負担をするようなことだと、非常に有効かなと思います。まあお考えください。

みどり公園課長 木も生きものですから、植えて終わる、いわゆる人間で言うところの終活というところですか、そういったところもきちっとケアしていく必要があるのではないかと、うふうに今認識しました。

おっしゃるとおり、我々はふやしていこう、守っていこう、育てていこうということには今まで力点を置いてきたところなんですけれども、やむを得ない事情で枯死してしまうといったものに対してどういう支援ができるのかということは、ちょっと今の段階ではきちんと申し上げられませんが、今後考えていく必要があるのかなと考えております。

熊谷会長 ぜひそんなふうにして考えていただいて、今回みたいに伐採後届けてきたものについては一切そういう補助は出せないけれども、事前に、確かに枯死を確認できた場合には補助する、何かそんなようなことについても少し考えていただけたらと思います。

それではよろしいでしょうか。

池邊委員 保護生垣の解除のお話なんですけれども、これは指定基準というのが、当時これは平成2年ですので、延長が15mということで、それからもう20年たち、15mあるというのは結構新宿区内では難しいかなという感じで、それで、多分L地、角地の方ぐらいしか難しい。これは指定要件が何と高さ1.2mなんで、変な話だと、ひよろひよろでもとにかく延長15mあれば、1.2mを満たしていれば指定ができる。ところが、先ほどのような立派なヒイラギモクセイのものでも、指定していても、延長が15mにたった2.2m足りなくなったから解除するというのでは、多分樹木の場合には例の保険ですとか、あるいは落葉の費用ですとか、

そういったものが諸々かかりますので、解除やむなしというものもあるのだらうと思うのですけれども、生垣の場合にはメートル数によって900円ということですから、12mであれば今までの二十何mに比べると少ないと。まあ指定されていたものを解除する要件に対してもう少し何とかできないものかな。要するにこれを解除することによって、このお宅は、もうこっち側もいいよねということで、なくなってしまうということのを助長するのであれば、一度指定されたものについては、例えば3分の2を満たしていればとか、あるいは10m以上を満たしていればとか、あるいは良好な生育を満たしていればとかという、何か救いの、それこそ温かいあれがないと、モチベーションが下がるのではないかと思います。

熊谷会長 では、今の御意見に対して何かご意見のある方。では興水副会長お願いいたします。

興水副会長 質問なんですけれども、先ほどの今の生垣の解除のときの理由が、大谷石の擁壁をコンクリートにかえてこうなったのですね。そのときに生垣を守ろうと思ってぎりぎりそうになったのか、要するに所有者の方がやはり生垣を守りたいからぎりぎりのところで、大谷石のところをコンクリートにしたらこれしかできなかつたのだよという話ならば、私は救ってやるという措置があってもいいのだと思うのです。そうではなくて、もう生垣なんかどうでもいい、大谷石よりはコンクリートのほうがいいのだからというので、割と冷淡にやってしまったのだったら余り救わなくてもいいとは、まあ救わなくてもいいというわけじゃないのですけれども、その辺がちょっと違うのだらうと思うのです。その辺の事情をもうちょっと細かく御説明いただけるといいと思います。

熊谷会長 事務局お願いいたします。

事務局 そのところまではお話は伺っておりませんが、こちら先ほどの枯死と同じように、本来であれば、そうする前にお話をいただいてということなんですけれども、こちらにつきましても、もうそうしてしまったよというお話でした。ただ、残されているほうの生垣を見ますと、管理としては非常に、剪定もされておりまして、良好に管理されているので、所有者の方としてはこの生垣に対してはきちんとしていらっしゃるのではないかと推察しております。

熊谷会長 いかがでしょうか。

私は、こういう議論が審議会が一番の意義あることで、この審議会の役割もそこにあると考えます。事後承諾だけするのであれば、この審議会あるいは小委員会をつくった意味も全くないと思います。審議会の審議の結果、これについては再度認めるとか、あるいは認めないとか、何かそういう御意見をいただけたら一番いいかなと思います。課長お願いします。

みどり公園課長 それを含めて審議していただく場かと思います。

熊谷会長 それでは、この審議会はかなりそれなりの権限を持っているようでございますので、委員の方々からもぜひ御意見をいただけたらと思います。椎名委員、お願いいたします。

椎名委員 それでは関連して。

私、この15mというのは、今の新宿区の住宅事情、長過ぎますよ。10mだって長過ぎる。数字は言いませんけれども、絶対長過ぎますよ。

それともう1つは、防災上、新宿区は古いブロック塀が多いでしょう。古いブロック塀は鉄筋が入ってないか入っているか確認していますか。大体目地でわかりますから。防災の部局がそれを確認してあれば、やはりそれを生垣にかえるぐらいの条例に直すとかすべきですよ。ブロック塀は絶対危ないですよ、新宿は。細い道がいっぱいありますから。もう倒れるブロック塀はいっぱいありますから。そこのところを、区民の方に生垣にかえるような、安全の問題なんかあるのですけれども、でも選択肢はいろいろあって、その中の選択肢として一番勧めるのが生垣というようなことで、防災と一緒に組んでやる。そのときに15mじゃ長過ぎます。万里の長城ですよ、極端に言えば。そんなことを私は思いました。

ほかにありますけれども、今関連で。

熊谷会長 ありがとうございます。大変貴重な御意見をいただきました。

渡辺委員どうぞ。

渡辺委員 この方が、12.8mとなったので、15m以下だからだめだったのですが、常にきちんとなさっている方ですね。測られて、15mというのを頭に入れていらしたということは。このくらいのことで切らなきゃならない、伐採しなきゃならないということは、会長がおっしゃいましたように、今の新宿区ではふさわしくない。それを思いましたので、もうちょっと緩やかな。今の審議会でこれを決められるのでしょうか。

熊谷会長 今確認しましたけれども、この審議会では、この案件については保護樹木、保護生垣ですか、として指定を続けるとかということを、審議会で決めたということであれば区民の方にも説明がつくと思いますので、それは構わないと思います。ただその理由がきちっと理解できるような理由で審議会が認めた、あるいは変更したということであればと思います。十分可能だと思いますけれども。

小池委員、関連してですか。どうぞ御意見を。

小池委員 生垣ではないのですけれども、保護樹林に関しても、私のうちも大きい木がありまして、私事で申しわけないのですが、春の剪定をしますと、植木屋さんが4人来ます。大体

10万かかります。多分木を切って、保護樹林になるぐらいの大きな木になりますと、全部根元から切って、伐採してやると、トラック1台で持っていかなきゃだめだと思います。10万かかる。

ですから、私もちょっと不思議に思ったのは、保護樹林の指定をなさるときに、取り交わしの約束事というのが明記されているかどうか。何か問題が起きたときはかくかくするようにとか、例えば枯れたときの申し出、そういうことをもう一回クリアに明記した条例ができればいいのじゃないかなというふうに思います。

熊谷会長 ありがとうございます。

では副会長。

奥水副会長 生垣の話にもう1つ御質問したいのですけれども、この指定解除の1件は、所有者から解除してほしいという申し出があったというふうに理解してよろしいのですか。

事務局 一部伐採をしてしまいましたという、変更という形の届けをいただいております。それに基づいての解除の手続きを進めるということでございます。

奥水副会長 杓子定規の言い方で大変申しわけないのですけれども、条例では、保護生垣の指定・解除に関して明瞭に書いていないのです。保護樹木の場合には、枯れたとか滅失したとか、それが原因の場合には解除するというふうになっているのですが、生垣の場合については書いてないのです。だから、このことは会長が言われるようにこの審議会で決めていこうと思います。

ですから、指定する場合は15m以上とありますけれども、解除する場合にはそれ以下になったら解除すると書いてない。ですから、せっかくこれまで指定して保護してきたわけですから、その精神をやはり引き継いで、ゼロになってしまえばこれはあり得ないことですが、そうではないわけですから、指定された保護生垣は、これは継続するというふうにしておいてもいいのじゃないかという気が私します。これは別に条例違反でも何でもない。むしろちゃんと管理をされているようですら、管理もこれまでどおり、メーターに応じて管理保護してあげるというやり方のほうが、保護生垣の保護の精神が僕は引き継がれるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

熊谷会長 今の御意見についていかがでしょうか。まず委員の方々の。武山委員。

武山委員 残っているほうもメーター的には半分以上ですので、それが3分の1とか少しではちょっとあれですけども、精いっぱい残っていますので、今後も良好に管理してくださいという意味での継続にさせていただいたほうがよろしいかと思えます。

熊谷会長 ありがとうございます。

大方の委員の方が賛成という、反対の御意見は1人もいらっしゃらないので、事務局側のほうで何かこの件に関して見解があればちょっとお伺いして、それからできれば審議に戻りたいと思いますが、いかがでしょうか。

みどり公園課長 事務局です。いろいろ御議論いただきましてありがとうございます。

実は私どものほうでも、今回の案件、一度指定した保護生垣の長さが短くなったから解除という手続きは初めてでございまして、副会長からもお話があったとおり、条例上明確な解除要件の定義がないということもございました。それで、どうしようかという議論をしていく中で、やはり保護生垣相当と認められるかどうかというところが焦点になってくるかなと思います。

指定の要件が15mということになりますと、15mを下回ったときにそれが保護生垣としてふさわしいのかどうかというところは考えなければいけない。今回は指定要件を完全に下回ったので、指定解除ということで提案させていただくわけですがけれども、今後は解除のあり方といいますか、どういった場合に解除に当たるのかということを含めて、本件につきましてちょっと引き取らせていただきまして、もう一度事務局側で検討を進めていきたいと考えております。

熊谷会長 つまり事務局はこの案件については、保護樹木等の解除についての(3)の保護生垣については、解除についての議案としてこの審議会に提案されましたけれども、特にメーター数が不足ということだけで解除するとか、あるいはその後の管理の状況とか、特に12.8mですか、その延長の長さがまだ十分保たれているというような御意見があって、この審議会の決定としては、これは解除しないというような結論をもしよければ出していただいて、それ以外については、指定時の条件をもう少し見直して、あるいは樹木については解除時の伐採に対する枯死の場合の取扱い、そして保護樹林の場合は指定時のもう少し丁寧な説明とか、そういうことをまず事務局のほうで考えていただく。それから解除についても、生垣を含めてもう少し考えていただくというようなことで、その件については今後の審議会等にまた御提案をいただいて審議をしていただくということではまずいのでしょうか、課長さん。

みどり公園課長 保護生垣の解除につきましては、今回提案はさせていただいたのですけれども、一たん取り下げまして、解除するかどうかも含めて、今後再度提案させていただくことになろうかと思えます。

熊谷会長 いやいや、そうじゃなくて……

みどり土木部長 ちょっと補足させていただきます。みどり土木部長でございます。

ただいま会長のほうから説明していただいたとおり、これについては我々も初めての事例でございましたので、議論をしていただくということが目的で、ちょっと説明が当初は悪かったかなというふうに思っておりますけれども、さまざまな御意見をいただきまして、基本的には数字を下回ったとしても、やはり守っていくべきだろうという御意見だというふうに我々認識してございますので、そういう趣旨を踏まえまして、今後生垣の解除のあり方といたしましうか、保護樹木なんかもそうなんですけれども、もう一度ちょっと事務局のほうで十分検討させていただきまして、次回以降の審議会の中で改めて議論をいただければなというふうに思っております。

その関係もございまして、今回提案いたしました解除につきましては、事務局としましては一たん取り下げをさせていただきまして、ちょっとペンディングといたしましうか、このまま、保護生垣のまま当面は対応していきたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

熊谷会長 今部長から事務局での扱い方について御提案ございましたけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。池邊委員。

池邊委員 とても前向きな御回答をいただきましてありがとうございます。

1つだけあれなのは、今回ちょっと私が大事だと思って提案させていただきましたのは、こういう保護樹木や保護生垣について、これだけのみどりの審議会という形できちっと審議をしてその解除をするというシステムを取っているところというのは余り多くありません。それで、他区のみどりの基本計画や何かの委員会でも、いろんなところのものを調べて、例えば今の指定基準ですとか、あるいは解除の条件ですとか、そういうときに、やはりこの事例とかも、いわゆる裁判の判例と同じように扱われる可能性があります。ですから、これでもし指定解除ということをするとなると、それが12.8でもだめなんだ、例えば新宿区でもそういうふうにやっていますということがほかでも事例として出される場合もありますので、この会議は、これは熊谷会長がずっと続けていらして、23区の中でも、公募委員の区民の方なんかも、他区なんかでは、新宿区ではこうやっているのだけれども、うちの区ではできないのかとか、そういうふうな形で皆さん調べていらっしゃる方もいらっしゃいますので、非常に重く受けとめていただいて、きちっと審議していただければと思います。

以上でございます。

熊谷会長 齊藤委員。

齊藤委員 保護樹木の所有者というのは、事務局と連絡する以外に何か情報のやり取りというのはあるのでしょうか。といいますのは、やはり自分が所有しているので、さっき椎名委員もおっしゃったとおりに、いろいろと心配されたときに、ほかの例も知っていれば、またいろいろお考えになったり、区に相談したりするでしょうし、そういう情報があると、所有者だけじゃなくてその周辺の人たちもいろいろ理解される。広い意味では多分新宿区のみどりを非常に大事にするということになるのじゃないかなと思って、ちょっとお伺いしたいのですが。

みどり公園課長 保護樹木の所有者に対しては、先ほど担当からも話があったとおりに、10月の現況確認といいますか、現況調査ということで、年1回は御連絡をとっているところでございまして、そのほかは特に連絡はとっていない状況です。ただいろんな御相談とか、所有者の方からアドバイスの必要に応じて、私どものほうでお話をしているということはございます。

齊藤委員 こういうことを聞いてみようかなということも多分いろいろあると思うので、その1年間のほかの例みたいなものがちょっと資料であると、もう少しスムーズに行くのかなど。条例で、ただ規則で決めても、なかなか読んでもわかりづらいと思うので、所有者ってまさに所有者なので、具体的な事例でほかの例を書いてあると、もう少し周知もよくなるのかなと思うのです。

みどり公園課長 いい御意見だと思います。樹木の維持管理ですとか、ほかではどうやっているのかとか、そういったことも含めてアナウンスしていくということ、今後ちょっと検討させていただきたいと思っております。

熊谷会長 ほかに何かございますか。椎名委員。

椎名委員 保護樹木の関係で、保善高校の1-3から1-6までというのがありましたね。これは1-3ですね。右側が学校の中ですか。左側が学校の中。

事務局 はい。右が道路です。

椎名委員 これは新宿区道ですか。

事務局 いえ、これは私道になります。

椎名委員 なるほど。先ほど枯死の原因で剪定という話が事務局のほうからありましたけれども、これは本当の話ですね。枯死の場合、やはり剪定が枯死の大きな原因だというのは疑いのない事実だと思います。

それで、これは1-3ですけれども、1-6まで大体同じような状況ですね。これは保善

高校が一生懸命やっけていらっしゃることもよくわかります。ただ恐らく建築限界線の関係、具体的に言えば道路側の建築限界線の関係、法律的に言えばそういうこと。だけど近隣の、落ち葉とかそういうものを意識したり、それから道路の交通の阻害になったりするのはいけないと思って、学校も。

それで、恐らくそのまま保善高校の方が管理されていると、この状態がずっと続きますので、剪定の箇所がどんどんふえていくという形になると思います。いずれにしても、1本仕立てにするという方法がいい方法だと思います。青梅街道や五日市街道の木が道路際に残っているというのは、昔大黒柱をつくるので1本仕立てにしたことが原因で、それがもとになって今残っているということです。これも剪定を、ずっと何本も分岐させないで、下のほうで1本に仕立てて、建築限界線を阻害しないような形で、学校のほうのネットもありますので、若干そういう状況ではすべてがうまくいくわけではないのですけれども、そういう方法で指導していただければ、剪定の回数も少なくなりますので、保護樹木が長くもつのかなと思います。それが1つ。

それと、指定しなかった木がありますね、あれをちょっと映してくれますか。これですね。ちょっと私もこれはわからないのです。だけど、これはしばらくモニタリングをしたらどうですか。1年、2年見て、状況が変わらなければ指定しても大丈夫だと思いますね。サルノコシカケが出るって言いましたっけ、これ。

事務局 いや、これはサルノコシカケはなかった。

椎名委員 実際まだわからないですね。わからなくても、確かに判断は正しいと思います。今指定に躊躇されるのはそれで結構だと思います。だけど、例えば幹回りとか、そういうものをちょっとお測りになって、きちっとしたデータ、高さとか新梢の伸びとかを測っておいて、保善高校は申請があったのですね、これ。

事務局 はい、ありました。

椎名委員 あったわけですから、向こうとしては保護樹木にする意思があるわけですから、どうでしょう、2年ぐらい様子を見て、それで区役所としてモニタリングして、その結果でどうするか決めても遅くないのではないかと思います。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

今の御意見に対して事務局から何か。

みどり公園課長 私も、今回指定しなかったものについては、しばらく様子を見ようというこ

とで考えてございましたので、今後、剪定の仕方等も含めて保善高校とよく協議をして、またモニタリングを引き続き行って、今後指定していけるような形で考えていきたいと思っております。

熊谷会長 ありがとうございました。

ほかに何か。渡辺委員お願いいたします。

渡辺委員 保護樹木なんですけれども、拙方のほうをちょっと出してくださいませうか。モミジ。

こちらのほうがお隣の土地、空き地とおっしゃいましたね。

事務局 はい。

渡辺委員 それは御自分の土地なんですか。

事務局 奥、木の向こう側ですね、違う方の土地だと思います。だから将来的に、境界ぎりぎりに建物が建ってしまった場合は、ちょっとそちら側の枝は剪定されて生育は悪くなるということにはなってくると思います。

渡辺委員 どのくらいたっているのですか、このモミジ。かなり大きい。

事務局 大きいですね。モミジとして大きいほうだと思います。

渡辺委員 根がかなり張ると思うのですね。先ほど何か70mとおっしゃったのは、どこから70m。

事務局 すみません、70cmです。隣の境界線から木の幹まで、幹の中心までが70cmでございます。

渡辺委員 これだと1.5m。

事務局 幹回りとしては1.5mでございます。直径で30cmぐらい。

渡辺委員 かなりお隣のほうに根が張っていますものね。

事務局 張っていると思います。

渡辺委員 ずっとその状態でいられるのかどうかということをちょっとお聞きしたいのですけれども。

事務局 保証は……。壁をつくられて、壁の基礎を入れるということになれば、隣側のほうの根は切られてしまうということにはなると思います。

渡辺委員 私、素人なんですけれども、そうした場合にモミジって大丈夫なんですか。そのとき考えればよろしいのか、それとも、先ほどからずっと思っていたのですけれども。

熊谷会長 どうぞ椎名委員。

椎名委員 モミジ、今70cm敷地から離れている。1つの問題は、空間的には枝の問題と、それ

と根の問題ですね。70cmあるということは、街路樹、今新しく道路をつくと、例えば新宿副都心にケヤキの大きいのが植わっていますね。副都心の都庁の前あたりにね。あの街路樹だと両方で70cm、1.40mもないと思いますね。でもあのぐらい育つのです。それで、その場合には自分のうちのほうの土地、今度は土壌の問題ですけれども、自分のほうにそんなに、木にいっぱい建物の基礎が来ない限りまあ大丈夫だと思いますね。それと枝の問題なんですけれども、これはちょっと枝振りがどうかわかりませんが、モミジって結構、沢沿いに、水辺に差して、結構京都なんかじゃそれがいい景色になっていますね。ケヤキみたいなのだと、片方に行っちゃうとちょっと変な感じなんですけれども、木のモデルなんて、集団になっていけばおかしくないのですけれども、森林の木はよくそういうのがあるのですけれども、1本の木ですからそういうのがどうかという話になりますけれども、形的には、片方にずっと枝が差したとしても問題ないです。ただ力学的にちょっと危ないから、支柱をやれば。保護がちょっと必要になってきます。

それから、切ったところがさつき枯れる原因に、剪定が主な原因になるといえますけれども、きちっとした切り方で季節を問わずに切れば、将来的にも大丈夫だと思います。でも新宿のまちの中で1m50cmの、これは何ですか、イロハですか。

事務局 イロハです。

椎名委員 イロハモミジがあって、よく紅葉していますよね。空気がよくなるともっとよくなります。みどりがふえればもっといい紅葉になりますけれども、ぜひ都市の中にうまく残す、何というのですか、都市と共存する形で残していきたい樹木ですね。何とか手立てを、できるだけ区が助成するような形でやってあげたらありがたいと思います。ほかの木の都合があるのでなかなかそうはいかないでしょうけれども。すばらしいものですね。そういう形になったとしても、すばらしい木は継続できる、いろんな手段を講じればできると思います。

渡辺委員 これ先生、下のほうのきれいなカーブは同じ木から出ている枝なんですか。

椎名委員 下枝ですか。そうですね。こういう木は下枝が結構大事でして、この下枝があることによって価値があるのです。それで、これ、どちらかというと敷地側に向いていますね。余計残せるものですから、なるべくこれは残したいですね。どうなりますか、それはわかりませんが。

熊谷会長 ありがとうございます。副会長どうぞ。

興水副会長 ちょっと気になったので教えていただきたいのですけれども、保善高校のケヤキですね。道路側の枝が越境するというのでかなり強剪定しているのですね。そのときのあ

の道路は私道ですというお答えでしたね。どういう道路なんですか。その道路の先のほうの宅地の方が自分で使っているのか、あるいは両側から提供して公衆用道路になっているのか、どういう私道なのか。

熊谷会長 部長お願いいたします。

みどり土木部長 ちょっと暗くしてもらおうと。

これは私道なのですが、その左下にJRの官舎がございまして、そちらの出入りに使うという形で、JRが底地を持っております。ただしその先なのですが、今の私道の北側、こちらがもともとJRの官舎があったのですが、民間がそちらを取得しまして、これからマンション系、オフィスも若干あるかと思えますけれども、そちらのほうに開発が行われますと、ここは区道に今後する予定になってございますので、道路としては我々が管理をするという計画になっているところでございます。

輿水副会長 区道になった場合の建築限界みたいなものというのは普通の一般の道路と同じ…

みどり土木部長 同じと考えております。かたく言うと4.5ですか。

輿水副会長 4.5ですか。私よくわからないのですが、了解しました。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、保護樹木の指定2件7本、それから保護生垣1件117m、これについてはお認めをいただいたということにさせていただきます。

それから、保護樹木等の解除については、保護樹木8件9本についてもお認めをいただきました。そして保護生垣については、1件22mの解除が申請されてきましたけれども、これについては本審議会ではそのまま継続という御審議をいただいたということにさせていただきます。

3番目の推移については、保護樹木277件、保護樹林36件については変更ありませんが、保護生垣については現在43件、承認後44件ということで認めていただきたいと思います、いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

◎公共用地の保護樹木等の指定について

熊谷会長 それでは、続いて2番目の審議事項、公共用地の保護樹木等の指定について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 事務局でございます。資料3をご覧ください。公共用地の保護樹木等の指定についてでございます。この資料に基づきましてまずは御説明いたします。後ほどのくらいそういうものがあるのかということに関してパワーポイントで説明させていただきます。

まず、この意義でございますけれども、これまで指定基準を満たすいわゆる民有地の樹木あるいは樹林または生垣を保護樹木等に指定してきたわけでございますけれども、一方で公共用地に生育している大きな樹木等につきましては、これまでその土地の所有者あるいは管理者がみずから維持管理していくものだという考えに基づきまして、こういったものを指定はしてきませんでした。ただ今後、そういった公共用地についても、建て替えや敷地の再編といったことが起こってこようかと思えます。それによって残念ながら貴重な樹木が失われるといったケースも考えられます。

このため、今後は公共用地の樹木等につきましても保護指定を行いまして、保護指定を行うことを契機に、所有者あるいは管理者に、今ある樹木・樹林等の保護に努めていただくことを促して、貴重なみどりを確保していきたいということが意義と申しますか、趣旨でございます。

条例なんですけれども、実はみどりの条例・施行規則には、民間だから公共用地だからといった区分はございませんで、今まではいわば運用でやってこなかったという経緯がございます。今後は、これらを指定していくということに当たっては、支援内容を考えなければいけないのですけれども、民間の場合は助成金といったことも行っておりますけれども、あるいは賠償責任保険ですね、これは所有者の責任でやっていただくということで、私どもとしては技術的な支援、いろいろなアドバイスといったことを通じて、所有者等に支援をしていきたいというふうに考えてございまして、これに関しては、参考にお配りしております新宿区みどりの文化財維持管理支援要綱というのがございますけれども、こちらのほうが若干改正が必要かなというふうに思っております。

今回は、こういった区が公共用地の保護樹木等を指定していくということについて、その方向性について御審議いただきまして、御了解をいただきたいというふうに考えてございます。

では、引き続きまして、担当のほうからスライドで説明をさせていただきます。

事務局 続きまして、担当の宮田のほうから御説明いたします。パワーポイントを使いますので、座って説明させていただきます。

現在、全区内ですけれども、指定基準となる地上から高さ1.5mの幹で、幹回りが120cm以

上の樹木というのがどのぐらいあるかというのを調べさせていただきました。お手元にブルーの表紙のみどりの実態調査、新宿区第7次の、以前の実態調査報告書があると思いますが、ここから全体を抽出しまして、区内の幹回り120cm以上の樹木が公共用地内にどのぐらいあるかという集計をしましたところ、新宿区御苑と明治神宮外苑の樹木の本数を除きますと、現在9,533本が対象樹木となります。

土地利用別に、土地用途別の樹木の状況を調べたところですが、公園、それから公共施設、公立学校、公営の集合住宅を合わせまして、今、円グラフでござんになっていただきますみどりとピンクの部分で、公共用地の中に約半分の状況で、現在公共施設内に保護樹木に値する大きさの樹木が存在いたします。その中で、今回は公園を除きました公共施設、公立学校、公営の集合住宅の中で1,366本が対象になってくると思います。率としましては、対象樹木のうち14%が現在公共用地内に存在するということになっております。

具体的に今後どのような樹木を検討できるのかということになりますけれども、まず国立国際医療研究センターのケヤキ、こちらにつきましては区内で一番大きいケヤキになります。幹回り6.1m、高さ25m、枝張りが20mで現在ありまして、そちらも対象木になるのではないかと考えられております。また牛込警察署のイチヨウ、こちらにつきましては、高さ30m、枝張り15mで、幹回りについては、実寸では、警察敷地内ですので入らせていただいてからの検討になりますが、十分に1.2mの幹回りは超えております。このようなものを今後公共用地内の保護樹木として指定していけるのではないかと考えております。

なお直径30cm以上という集計でしかまだ整理しておりませんが、こちらは90cm以上の幹回りのものについて、樹木数の多い施設として公共用地の中にどのようなものがあるかというものを抽出したものでございます。都営戸山ハイツアパートについては、265本の対象木がございまして、防衛省につきましては94本、社会保険中央看護専門学校については84本、以下国立国際医療センターで71本、区立の東戸山小学校で68本という数字がみどりの実態調査の中で出ております。これらを今後守っていくべきものを優先順位をつけながら検討していきたいと思っております。

以上になります。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、この公共用地の保護樹木等について御質問、御意見をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。椎名委員お願いします。

椎名委員 すごい制度ですよね。これ、確かに条例には民間とは書いてないのがほとんどです

ね。新宿区だけじゃなくて、ほかでも。でも、公共用地に広げたというのはほとんどやっ
てないと思いますね。東京都の中では先駆的なみどりの施策だというふうに高く評価できると
思います。

ただいろんな問題があるのかなと思います。今公園を外すという、公園管理者だから当然
やるだろうと。でも今、指定管理者というのがありますので、これもプログラムの
順番があるのかもしれませんが、将来を見据えると、やはり行財政の改革の中で、指
定管理者なんかになっていけば、指定管理者はお金で入札しますから、優先順位としては安
心・安全、みどりの部分がどうなるかというのはちょっとよくわかりませんが、区が、
実際の公共団体がやっているよりも非常に金銭的にシビアな感覚で管理するという、それは
みどりを守るのは、もう新宿区の場合には、例えばその実際のみどりの部局が守らなければ
いけないというような状況がどんどん進んでいくのじゃないかと思はいます。そういう点
では、現在の段階では公園を外すというのは仕方ないのかなと思いますけれども、それは新
宿区御苑、明治神宮、みな同じだと思いますよ。明治神宮だから大丈夫だとか、新宿御苑だ
から大丈夫だというのは、これからの世の中は絶対当てにならないですから、それは私から
言えばプログラムのにだんだん拡大していくということでもいいのじゃないかと思はいますけれ
ども、そういう問題を含んでおります。そういう点では高く評価できると思いますね、これ
は。ぜひやっていただきたいというふうに思はいます。

熊谷会長 ほかに御意見ございますか。あるいは御質問でもいいと思はいますが。池邊委員お願
いいたします。

池邊委員 これは多分、周知徹底のやり方というか、呼びかけ方というのが大事だと思は
います。例えば、私も公立学校のPTAとかのことがあるのですが、例えば落葉とかが、
何かテニスコートとかを土日に父兄が使っていたりとか、そうすると何か落ち葉がどうの
とか、ちょっとしたそういうPTAの意見で学校のほうがちょっと強剪定をしまったり、
あるいは伐採をしまったりというようなことが過去にも起こっていると思はれるので、
それについては説明する資料の中に、新宿区のみどりでこれだけの対象がこういう公共
用地の中にあって、こういうものをみんなで大事にしていこうというものを、子どもからす
べて教育の中の1つだというようなこと、そういうようなことを含めてあれしないと、何か
指定することによって、例えば今なんかですとごみも有料だったりもしますので、結局落ち
葉のごみが有料だと、それだけ圧迫するのじゃないかとか、多くの人数のかかわる人があ
るものについては、その辺の説明の仕方がとても大事だと思はいますので、ぜひともうまく誘導

できるような説明の仕方のもを、ただ指定しますということだけだと、ちょっと変に反対があったりするといけないので、できる限り皆さんで協力しましょうという前向きな呼びかけをしていただけるとありがたいと思います。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見ございますか。武山委員

武山委員 区立の公園とか区立の学校なんかは新宿区が率先して両方できると思いますけれども、先ほど出た例えば防衛省なんかは一般人も入れない。それと防衛省が管理している、建物を建てたり増設したりできる、切っても何しても区ではわからないわけですから、そういうところまで果たして本当にできるのかなと今思っているところです。ましてや、独立行政法人もそうですけれども、みんな管理者が新宿区が行政的なものを持ってないところで、果たしてそこまでやれるものかなという、ちょっと疑問を持っているところがございます。

以上です。

熊谷会長 斉藤委員お願いいたします。

斉藤委員 公共用地に広げるというのは非常に先進的なことなんですけれども、もう一回、幹回り1.2mの樹木というものの価値とか意義、それが本当にその樹木だけなのか、その樹木の生育するすぐ近くの空間もありますし、その土地の資産価値といったときに、みどりとか環境って結構関係したりするので、そこをちょっと整理して、どこがやるかということとすごく関係すると思うので、今のところから広げるに当たっては、もう一度そこを考えて、新しい路線価というか区分というか、少し考えられたほうがいいのかと思います。

熊谷会長 ほかに何か御意見ございますか。池邊委員。

池邊委員 たびたび申しわけありません。

今斉藤委員が言われたことで思いついたのですがけれども、防衛省とかはサクラが靖国通り沿いに非常にあって、昔から有名なところなんですけれども、そういった面では景観のほうの条例とかとも関係して、特に外周部にあるとか、そういう部分について、景観条例のほうからもこういうものについて迫っていくということについて少し補完していただけるような、相乗的なもので運用していただけると多分もう少しやりやすくなるのかなというふうな気がいたします。

特に、国立の場合はあれですけれども、例えば独立行政法人ですとか、そういうものになりますと、昨今ではそこが地域に対してどう貢献していくかということを広く問われるよう

になっておりますので、地域に対して毎年サクラがあるということが1つの地域貢献だとか、そういうことをきちっとたい込むということが出てきますので、そんな形で景観と両方一緒になってやっていただければと思います。

熊谷会長 越野委員。

越野委員 私も武山さんと同じように、何か国立のとか防衛省とかって聞いてちょっと驚いたのですけれども、でもできたらすごいなというか、こういう提案が出ること自体もすごいし、こういうことができたらいいなと思ったのですが、例えばそういう国立の施設なりにそういうことをするということが、何かちょっと、いまいちぴんと来ないというか、じゃ実際的にそういう保護樹木に指定しますといったときに、いや、そんなことは受けないよとかって言われるような可能性とか、まあそういうふうになったら積極的にやっていくのだということなんでしょうけれども、そこら辺、どういうふうやっていけるのだろうという目算とかはどのような感じなんですか。

熊谷会長 いかがですか。皆さんの御意見を聞いてから事務局にお答えしていただく。多分事務局でも、この案件を提案するについてはいろいろその辺についても検討されていると思うので、一応……。じゃ、金田委員まず御意見を。

金田委員 今防衛省の話があったのでちょっと思いついたことがあるのですが、防衛省は今まで年に1回、サクラを見る会というのを催しておりまして、私たち、サクラを見に出かけて行って、サクラの木の生長や何かを觀賞したり注意深く見たりしたわけですが、実はサクラを見る会が来年からなくなることになっておりまして、そうすると私たちの全く目の届かないところですべてが行われるような気がして、その辺がちょっと心配であります。

熊谷委員 ほかに。小池委員お願いいたします。

小池委員 今の防衛省の例で思い出したのですけれども、今ミッドタウンというところになっているのが昔防衛庁で、すばらしい並木があったのです。シイとかサクラが。あれが三菱地所を買われて、すべての木が切られたのです。私はそのときに、いたく感じたのですけれども、ですからストッパーをどうかけるかというのがすごく大切だと思って、そのストッパーのかけ方というのは、意義みたいなもので、新宿区でみどりを守るための意義をすごく広めていって指定すれば、そういうことが余り起こらないのじゃないかと思うのですけれども、これはやはり1年、2年と時間をかけて広めていかなければいけないのじゃないか。

ですから、ハードな、法律とかそういうのは無理でしょうから、ソフトな面でどうストッパーをかけていくかというのも、多分考えられているとは思いますが、ちょっとそ

の辺を思います。

熊谷会長 椎名委員お願いいたします。

椎名委員 たびたびすみません。

今言われたのは私そのとおりでと思うのです。国の機関、新宿区より、まあどこが上だというのはないですね、地方分権の時代ですから、そんなことはあり得ないわけですし、全体の状況を見ますと、やはりみどりを守るといのは基礎的な地方自治体の一番の役割だと思ふのです。そう言つては失礼ですけれども、国は制度的には何も持っていません。新宿のみどり、国のみどりを守るとい手段は持っていません。国全体のことは決めますけれども、新宿の市谷の、具体的には自衛隊が国の機関であるから、国のみどりを守る機関がそれに対して影響を与えるといことは全く手段を持っていません。東京都も同じですね。都立公園については言えますけれども、そのほかの施設がもしあつたとすれば、それも同じなんです。ですから1件ごとに、先ほど金田さんとか渡辺さんとかがおっしゃつたように、1つひとつやはり、地域の貢献といつか、そういうものもつかんで、景観の話もありましたし、サクラの開放といのですか、大阪では造幣局の通り抜けがもう当たり前になっていますけれども、そういうものを1件1件積み重ねて、それで地域への貢献を区として引き出していくといような努力を1つずつでやっていかないとできないと思ふます。そういうことだと思ふます。非常に苦勞は多いと思ふます。齊藤委員や何か言われたとおりでと思ふますけれども、それはやはりそういう努力をして、各個撃破していくといことしかないと思ふます。

熊谷会長 副会長いかがですか。

輿水副会長 今のとおりだと思ふのです。これは相当覚悟がある。ただふやせばいい、もっとあるからそれも指定したらいいのじゃないか、そんな単純なやさしい話ではないと思ふのです。なぜそんな難しい話にしちやつたかといますと、この後の報告事項で、地方分権で、国のいろんな基準を区の施策で引き受けるとい話がちょっと出てくるのですけれども、そのときに、公園の整備目標を区の条例でちゃんと引き受ける。それについては新宿区のみどりの基本計画でうたっているから、それでもいいだろう、そのとおりでなんですけれども、じゃみどりの基本計画の根拠法は何かといると、都市緑地法なんです。国の法律なんです。そうすると、その都市緑地法の中には、道路の緑化とか、そういうことが全部入っているのです。道路の緑化率をどうするとか、入っていますね。そうすると、じゃ新宿区の道路の延長が何kmあつて、そのうち何%を緑化するかとい、道路緑化率の目標を出すといことがあり得るのですね。それじゃ、なぜ公共施設の中で道路が入つてないか、河川が入つてない

のかという話が広がってくるのです。外堀のサクラ並木とか、神田川のサクラとか、あと道路、区道とか、そういうものの樹木についても、かなり太くなってきたら、これ、保護樹木にしちゃっていいことになってくるのですね。

だから公共施設、公共用地にある樹木も指定するという話は、そこまで話が広がってくるので、相当これはちゃんと理論武装なり、覚悟を決めていかないと、ちょっと大きな木があるから指定しましょう、そんな単純な話じゃないと私は思います。だから慎重に、余り頑張るなよという意味じゃなくて、むしろ頑張っていたいただきたいから、相当きちっと考えて、じっくり腰を落ち着けて進めたほうがいいというのが意見です。

熊谷会長 ありがとうございます。

実はこの件については、現在の審議会のメンバーで長くやっていらっしゃる方は御存じかと思えますけれども、かなり前からこのみどりの保護樹木の議論のときに、何でこの民間だけで、もっと公共の施設とか、大規模な土地を持っていて、その気になれば十分に保護できるはずですよ。そして先ほど出ましたけれども、今我々が努力している以上に非常に大きい木がちゃんと存在しているわけですね。本審議会で20年続けてきて、この保護樹木は、やっと1,000本です。公共施設をカウントすれば、9,533本、10倍増ですよ。だから私はぜひ、今までの経緯も含めて、これはみどりの課の悲願でもありますから、この10倍増というのをまず打ち出して、それからいろいろな詰めねばならないところは、現実の実際の具体的な問題について個別に当たっていくのが得策と思えます。

御意見をたくさんいただいたのですけれども、これをまず宣言する前に、いろいろ詰めるところを詰めないとまずいというようなやり方だと、多分またすぐ10年か20年たっちゃうような気がしますし、それから、敬意を払いたいのは、何でこの時期に来て事務局はこういう案を出されたか、かなり現在の事務局の皆さんのみどり行政に対する感触の手ごたえとか、あるいは今の区長のみどりに対する愛着とか理想とか、そういうのを感じますので、審議会としては、この公共施設のみどりに果敢に攻め込むのだ、攻め込むというのは言葉が悪いですね、何かこれを目標にして、さらに副会長の言われているように、他にこの公共用地と言われる、これは何だろうな、建物用地が主なのかな、オープンスペースですね。ですから道路とか、河川沿いとか何かは入ってきませんけれども、そういうところも含めてさらにこれを推進していくという宣言をしていくのが、新宿区のみどりの審議会だと考えます。反対や批判があった場合は、そのときは私が全責任を持ちます。そのくらいなことをしないとインパクトがありませんし、それから、そういうことになれば、多分、区民の人とかマスコミと

か、みどりを愛する団体とかが、温かく、そして強く協力をしてくれるのじゃないかと思えますので、私はぜひこの機会に思い切ってやられたらと思えます。

それに関する過去のいろいろな議論の実績は、議事録を参照すれば、整理できると思えます。単に今回思いついたのじゃなくて、本当に長いこと、区のみどり行政について、審議会で検討してきたわけです。きょうの保護生垣のあの判断も、私はそういう意味で非常に感動したのです。ですから、そういうことで現在の保護樹木行政についても非常に積極的だし、それから今後についても事務局は非常に将来性を見て、思い切った判断をしているというようなことを、ぜひ区民の方々にお知らせするのも、1つの我々の義務かなと考えます。

みどり公園課長 会長からも非常に力強い後押しをいただいたと思っております。

確かにこれまで長い期間かけていろいろ議論されてきました。また、私が就任してからも、この件に関しましてはたびたび議論してきたところでございまして、今後、所有主に対するどういうアプローチの仕方をするのか、それからどういったものを指定の対象としているのか。防衛省の話がたびたび出ましたけれども、中にはそういったちょっと手ごわいところもあるわけで、そういったところをどう攻めていくのかということも今後の検討課題かと思っておりますので、皆さんの期待に沿えるようにしっかり頑張っていきたいと思っております。

ありがとうございました。

熊谷会長 十分難しいところについても、可能性を含めて検討していますということを一言言っていただくといい。

それから先ほど椎名委員の言われたように、やはり区のみどり行政というのは区全体のみどりを守るのだから、この土地所有とか、あるいはましてや官民の区別とか、そういうことはなしに、そして一番大事なのは、わかっていると思えますけれども、我々は1本1本、9,533本を守るだけじゃなくて、それをつなげていって、当然敷地を超えた全体のみどりというのが新宿区のみどりだし、それが東京都のみどりであるということです。1本1本保護樹木にして、1本切って1本また植えてというようなことでなくて全体を守るのだということが重要です。多分防衛省の対象木は、新宿区の保護樹木という看板だけずっとつけさせてもらう。あとはお任せしますと。この看板だけは審議会が決めたので全部つけさせていただきます、そのぐらいの予算を取って、9,533本は区長が予算を取るということで、看板だけでもつけば、多分NHKが取り上げるのじゃないかという気もしますし、三大新聞ぐらいは書くのじゃないかと思えますし、そうやって発信していかないと多分だめでしょうし、私

はできれば区民だけじゃなくて、国民の応援が得られるような、そういう何かアクションを起こすべきかなというふうに思っておりますので、いかがでしょうか。副会長よろしいでしょうか。ぜひそんなふうにして皆さんの、特にここにおられる委員の方々の御指導と、それから御協力をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。すみません、長くなりまして。

それでは、この件についてはよろしいでしょうか。公共用地の保護樹木等の指定については、本日の審議の結果、今後指定していく方向でお認めいただくことにさせていただきます。ありがとうございました。

◎地域主権改革一括法（第二次）に伴う新宿区立公園条例及び新宿区立公園条例施行規則の改正について

熊谷会長 それでは、次に報告事項に参ります。

地域主権改革一括法（第二次）に伴う新宿区立公園条例及び新宿区立公園条例施行規則の改正について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 事務局です。

それでは、地方分権一括法に伴う新宿区立公園条例及び新宿区立公園条例施行規則の改正につきまして、資料4に基づきまして御説明をさせていただきます。担当より説明いたしますの、どうぞよろしく願いいたします。

事務局 事務局の高橋と申します。よろしく願いいたします。恐縮でございますけれども、パワーポイントのほうを使わないで、お手元の資料で御説明させていただきたいと思っております。

今回報告事項ということで挙げさせていただいております。みどりの推進審議会の審議事項としては、みどりの条例のほうに審議事項が決まっております。今回のこの議案はちょっと該当しないのかなと思っております。ただし、区内のみどりの骨格の一端をなす公園、それに関する公園の条例及び施行規則の改正でございますので、報告という形で御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料に沿って御説明させていただきたいと思っております。資料4、そちらをまずご覧いただきたいと思います。

国による地方分権改革の動きの中で、いわゆる第二次一括法といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、こちらが平成23年8月30日に施行されました。これに伴いまして、まず都市公園法及び関係政省令

が改正されまして、従来これらの法規の中で規定されていた都市公園の設置・管理に関する基準を条例で定めることになりました。これが今お手元でご覧をいただいております資料の1の改正内容の(1)から(3)までの3項目に該当いたします。

(1) としまして、住民一人当たりの区立公園の敷地面積の基準、(2) 区立公園の配置及び規模の基準、(3) 区立公園における公園施設の設置基準、こちらの3項目になります。

また、残りの(4) 区立公園における移動円滑化基準でございますけれども、こちらは各種施設におきますいわゆるバリアフリー基準を定めております高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、関係政省令がやはり同じように改正されまして、公園に関するこれらの法規で定めていた基準を条例で定めるというものでございます。

なお、今回こうした基準案を策定する際には、地方分権の趣旨に則りまして、従前の国の基準を参考にしておりますけれども、新宿区の特性に適した基準となるよう検証、検討を加えて各基準を定めております。

それでは、次に、改正する条例・規則の具体的内容について御説明いたします。お手元の資料をおめくりいただいて、A3判の少し大きな資料、こちらの別添資料をご覧いただきたいと思います。こちらは新たに条例・規則により規定する項目をまとめたものです。

資料の項目、少し薄い灰色で色づけをしている部分でございますけれども、こちらが先ほどお示しをした(1)から(4)までの項目になります。

この資料の見方でございますけれども、各項目ごとに、今度は左から順に具体的な項目、次の欄に条例・規則の改正案として盛り込む各基準、そして次の欄に現行の条例及び規則の状況、そして次に、改正に際して参考とした現在の国の基準、そして一番右側に備考といたしまして、現在の区内の公園の整備状況等を記載してございます。

それでは、各項目について御説明させていただきます。

まず(1)の住民一人当たりの都市公園の敷地面積についてです。こちらは先ほど副会長のほうからもございましたけれども、本審議会による御審議を経て平成21年3月に策定いたしました新宿区みどりの基本計画、こちらの中で公園の目標を定めておりますので、これを参照することにしております。お手元のみどりの基本計画をご覧いただきますと、冊子の13ページにこの基準、公園の目標が書いてございます。こちらに公園の目標として、当面の目標として区民一人当たりの公園の面積は3.9㎡、それから将来の目標として区民一人当たり5㎡を敷地の基準としております。みどりの基本計画13ページでございます。なお、国による従前の基準は、新宿区のような市街地においては、住民一人当たりの公園の面積を5㎡以

上を標準としております。

続きまして、次の（２）番、都市公園の配置及び規模の基準について御説明いたします。公園は設置目的や規模等により幾つかの種別に分けられますけれども、この種別ごとに配置と規模の基準を決めるものでございます。

１番目に掲げてございます、まず街区公園でございます。これは主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園とされるものでございまして、以前は児童公園と言っていたようなときもございましたけれども、そういうような区内の身近な公園、区立公園のほとんど大多数がこちらの公園に当たります。こちらについては街区内に居住する者が容易に利用できるように配置して、敷地面積0.25ha、2,500㎡ですけれども、こちらを標準とするというような基準といたしました。なお、国による従前の基準は、今回条例・規則で定める基準と同じでございます。

ちょっと時間の都合もございまして、以下、近隣公園等ございますけれども、こちらについても公園の配置・規模について条例で同じく定めていきます。

続きまして、今度は（３）の公園施設の設置基準について御説明申し上げます。これは公園内にある例えばトイレとか倉庫などの建築物、こういうものの公園施設に関する基準でございまして、各公園ごとの敷地の面積に対する各施設の建築面積の割合を定めるものでございます。いわゆる建ぺい率と考えていただいてよろしいかと思うのですが、こちらはまず特例のない標準の状態です。100分の2、2%といたします。またその下の特例で書いてございますけれども、休養施設や運動施設、教養施設、災害応急対策施設等、こういうようなものは、この2%に加えてさらにプラス10%までというような形で、特例とすべき施設を定めます。こちらの基準も国による従前の基準と同じになってございます。

最後に（４）公園移動円滑化基準についてでございます。こちらは高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律で定められている特定公園施設について基準を定めるものです。申しわけございません、ちょっと資料のほうに載せてございませんけれども、特定公園施設というのは、公園の駐車場とか、例えば便所ですとか水飲み場とか、そういう主要な施設と公園の園路とか広場、そういうものを含んで特定公園施設というというような形で法律で定められてございまして、こちらに関する各施設を設置する際の基準を定めるものでございます。

こちらは各施設ごとにかなり細かい数値で基準を定めることが求められておりまして、例えばこの別添資料のほうに掲げておりますように、園路、広場の場合ですと、例えば出入り

口は幅120cm以上、車止めの間隔は90cm以上とすることとか、通路は幅180cm以上、縦断勾配5%以下、横断勾配1%以下ということなどを定めるというものでございます。

こちらの公園移動等円滑化基準につきましても、個々の施設、基準ごとに確認をしておりますけれども、従前の国の基準と同じ形となっております。

最後に、またA4の資料4というほうにお戻りいただければと思います。こちらの最後の部分、2今後の予定でございます。本日常審議会で御報告をさせていただきまして、この後、今月中に条例の改正案等を区長の決定を取り、年明け、平成25年2月から3月、こちらは平成25年第1回新宿区議会定例会、こちらの審議を経て、平成25年4月1日に施行としたい、そういう予定であります。

ちょっと早口で恐縮でございましたけれども、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について何か御質問、御意見ございますでしょうか。椎名委員。

椎名委員 別添資料の(3)番の特例がありますね。特例で重要文化財、景観重要建造物とありますけれども、これは具体的には何を。文化財保護法に規定する何かですか。

事務局 そのとおりでございまして、今のところ想定されるものとしては、区内の公園の中にそのようなものは実際ないのですけれども。ただし、可能性として景観重要建造物、こちらは景観セクションとの確認になろうかと思いますが、こちらについては絶対ないというわけではないと思うのですが、この項目については、定めることが求められておりますので定めますけれども、今のところ該当はないのかなという認識であります。

椎名委員 文化財保護法の国の文化財、都の文化財、区の文化財、すべて。

区の文化財には入っていないのですね。将来的にあれば。どこかの文化財を移築してという話がよくありますね。そういうときにはこれが効くという感じですか。かなり恣意的にできるのですね。はい、わかりました。

熊谷会長 いかがでしょうか。

何か区が先頭に立って主導的にやるにすれば、すべて国の基準を適用して、何かこの辺が寂しいのですけれども、これは相対的な問題で、新宿区は23区内でも非常に厳しい状況に置かれているので、それから各地方都市に比べても非常に厳しい状況に置かれているので、国の基準を適用するだけでも大変区としては、目標としては高いので、まあしようがないかなと思いますが、副会長何かございますか。

輿水副会長 無理しないほうが良いと思います。(笑声)

熊谷会長 これはもちろん副会長も御存じなんですけれども、基本計画を定めるときに結構現実的ではないというような御意見をいただいたのですね。あるいは21世紀までに、10年で1%増すとか、公園は2haとか、とんでもなく小さいのですけれども、余りできない目標を立ててもいかんしというところで、新宿区みどりの計画のおもしろいところは、今後10年は小さいのですけれども、21世紀半ばにはかなりでかいことを言っているのですね。だから今回のこの項目もこのあたりで、皆さんの御意見が余りなければ、先ほど説明がありました今後のスケジュールに基づいて、たしか今月中に区長がもう決定するようですので、それで来年の4月1日に施行ということでございます。もしよろしければこのまま報告を認めていただいて、何か改正がさらに必要なことが出てきたら、またその都度審議会で御意見をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。ありがとうございました。

◎その他

熊谷会長 それでは、その他に参ります。何か連絡事項等あれば事務局からお願いいたします。

みどり公園課長 事務局でございます。

時間がないので1つだけ御報告をさせていただきます。公園関係で新宿中央公園なんですけれども、今年度指定管理者制度を導入するというところで、この間ずっと検討してまいって、実は熊谷会長にも選定委員になっていただき、指定管理者の選定等の作業を行ってまいりました。

このたび、8月、中の段階で公募団体を決定いたしまして、先日行われました第4回定例区議会でも指定の議決を得たところでございまして、来年の4月1日から指定管理者に移行するという事になってございます。ちょっときょうは資料等ございませんので、口頭だけでこの報告をさせていただきます。指定管理者の団体は、一般財団法人公園財団、それから株式会社昭和造園という造園会社のジョイントベンチャーと申しますか、共同企業体で来年度から3年間指定管理をしていくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございました。

◎閉会

熊谷会長 これで本日予定しました議題についてはすべて終了いたしました。もし委員の

方々から何かあればお受けいたしますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、若干時間を過ぎましたが、本日は大変実のある、血の通った温かな議論をいただきましてありがとうございました。

それでは、第2回の新宿区みどりの推進審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後0時04分閉会